事業主様

1 月の「もっけん」たより

◎ 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら下記期間は年末年始休業とさせていただきます。ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願い申し上げます。

2023年12月29日(金)~2024年1月5日(金)

◎ 住民票住所の届出義務化について

令和5年11月30日付で厚生労働省から「健康保険法施行規則の一部を改正する省令の交付等について(通知)(保発1130第1号)」が発出されました。これにより、資格取得届の届出住所は「住民票住所」とすることが必須とされました。そのため、今後、資格取得届の住所は被扶養者異動届や任意継続被保険者資格取得申出書同様、住民票住所の記載をお願いします。また、住所変更届を提出される際は、住民票を移してから手続きをお願いします。なお、お手数ですが、番地、マンション名等はハイフン等を使用せず、住民票に記載されたとおりの住所を届出てください。

対象者は令和5年12月8日以降に資格取得された方及び住所変更された方です。 既存の加入者は今回の通知の対象外となります。

◎ 賞与支払届(先月発送済)の提出をお忘れなく!

被保険者にボーナス(賞与)を支払ったときは、支給日から5日以内に賞与支払届 (賞与支払届総括表は廃止)の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にすべて の被保険者に賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書(ホームページからダ ウンロードできます)をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。